

第12次労働災害防止推進計画

平成25年3月15日

愛知労働局

〈 目 次 〉

1 計画のねらい

(1) 計画の期間	1
(2) 計画の目標	1
(3) 計画の評価と見直し	1

2 労働災害の動向と課題

(1) 愛知県における労働災害の動向	1
(2) 業種別労働災害発生状況等	3
ア 製造業	3
イ 建設業	3
ウ 陸上貨物運送事業	3
エ 第三次産業	4
オ その他（港湾運送業、林業）	4
(3) 事業場規模別労働災害発生状況等	4
(4) 年齢別労働災害発生状況等	5
(5) 労働者の健康を巡る状況等	5
ア 化学物質等による健康障害の状況等	
(ア) 化学物質による健康障害の状況等	5
(イ) 石綿ばく露防止対策の状況	6
イ メンタルヘルス対策の状況等	7
ウ 腰痛・熱中症の発生状況等	7
(ア) 災害性腰痛	7
(イ) 熱中症	8
エ 過重労働、職場のストレスによる作業関連疾患の発生状況等	9
オ 受動喫煙防止対策	10
(6) 危険性又は有害性等の調査及びそれに基づく対策の実施状況等	10

3 重点施策ごとの具体的取組

(1) 労働災害、業務上疾病発生状況を踏まえた対策の重点化	10
ア 重点とする業種対策	10
(ア) 重篤度の高い労働災害を減少させるための重点業種対策	10
① 製造業対策	10
② 建設業対策	11
a 墜落・転落災害防止対策	11
b 建設現場の統括安全衛生管理の徹底	11
c 建設工事発注者に対する要請	11

(イ) 労働災害発生件数を減少させるための重点業種対策	1 2
① 陸上貨物運送事業対策	1 2
② 第三次産業対策(特に小売業・社会福祉施設・飲食店) 対策	1 2
③ その他	1 3
(ウ) その他(港湾運送事業、林業)	1 3
イ 重点とする健康確保・職業性疾病対策	1 3
① 化学物質等による健康障害防止対策	1 3
② 石綿ばく露防止対策	1 3
③ メンタルヘルス対策	1 3
④ 腰痛・熱中症予防対策	1 4
a 腰痛予防対策	1 4
b 熱中症	1 4
⑤ 過重労働対策	1 4
⑥ 受動喫煙防止対策	1 4
ウ その他の対策	1 4
① 中小規模事業場対策	1 4
② リスクアセスメント等の普及促進	1 5
③ 高年齢労働者対策	1 5
④ 派遣規労働者対策	1 5
⑤ 老朽化した設備対策	1 5
(2) 製造段階での機械の安全対策の強化	1 5
(3) 行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携による労働災害防止の取組	1 5

第 12 次労働災害防止推進計画

1 計画のねらい

労働者の安全と健康を確保することは、最も重要な国民的課題の一つであり誰もが安心して健康に働くことができる社会を実現するために、国の「第 12 次労働災害防止計画」に基づき、愛知労働局における労働災害防止対策を推進するため重点的に取り組むべき事項を定めた新たな「労働災害防止推進計画」をここに定め、労働災害のさらなる減少を図る。

(1) 計画の期間

この計画の期間は、平成 25 年度を初年度とした 5 カ年計画とする。

(2) 計画の目標

誰もが安心して健康に働くことができる社会の究極的な目標である「労働災害をゼロにすること」の実現に向け、以下の目標を計画期間中に達成することを目指す。

- ① 死亡者数について、平成 29 年において、40 人を下回ること
- ② 死傷者数について、平成 29 年において、平成 24 年と比較して 15%以上減少させること

(3) 計画の評価と見直し

計画に基づく取組が着実に実施されるよう、毎年、計画の実施状況の確認、評価を行う。また、この計画期間中に、労働災害防止に関し、特段の事情が生じた場合は、必要に応じ、計画の見直しを検討するものとする。

2 労働災害の動向と課題

(1) 愛知県における労働災害の動向

愛知県における労働災害の動向を見ると、休業 4 日以上死傷者数（以下「死傷災害」という。）（※昭和 51 年以前は休業 8 日以上）は、昭和 36 年の 3 万 2 千人台を頂点として、昭和 40 年に 3 万人を下回り、以来増減を繰り返しながら減少し、平成 8 年に 1 万人の大台を初めて下回った。その後、平成 9 年から増減の波はあるものの減少傾向で推移し、平成 14 年には 7,400 人台まで減少したが、その後横ばいの状況が続いた。平成 20 年度から平成 24 年度を計画期間とする第 11 次労働災害防止推進計画（以下「11 次防」という。）においては、①「死亡者数について、平成 24 年において、60 人を大きく下回ること」、②「死傷者数について、平成 24 年において、平成 19 年と比して 15%以上減少させること」を目標に掲げ労働災害を防止するための諸施策を実施して労働災害防止対策を推進した。11 次防期間の死傷災害の発生状況をみると、平成 20 年のリーマンショックによる世界同時不況による大幅な経済状況の悪化が影響して産業活動が停滞した

こともあり、平成 21 年には 7 千人を下回った。しかし、平成 22 年から平成 23 年にかけて経済的立ち直りの影響もあり、2 年連続して死傷災害が増加した。このため、平成 24 年の最終年は 11 次防の目標の達成を目指し、労働災害が多発している建築工事業、陸上貨物運送事業、小売業、社会福祉施設、食料品製造業、金属関連 3 業種を重点対象として集中的に取り組んだ。その結果、死傷者数は 6,156 人（平成 25 年 1 月末時点）と対前年比わずかながら減少した。

また、死亡者数については、昭和 45 年の 319 人を頂点として、平成 2 年以降 120 人から 110 人の間で増減を繰り返し、平成 12 年は 92 人と初めて 100 人を下回ったが、平成 13 年は 102 人と増加し、平成 14 年は 85 人と減少したが、平成 15 年は 107 人と全国ワースト 1 を記録した。平成 16 年は初めて 80 人を下回る 77 人、その後 4 年間は 80 人前後で推移し、平成 21 年には過去最少の 50 人となった。その後、平成 22 年は 58 人、平成 23 年は 53 人、11 次防の最終年の平成 24 年は 47 人（平成 25 年 1 月 26 日速報値）となり、対前年比で 6 人減少し、平成 21 年の 50 人を下回る過去最少となり、11 次防の目標を達成した。

一度に 3 人以上が被災する重大災害は、平成 20 年 8 件、平成 21 年 10 件、平成 22 年 19 件、平成 23 年 9 件、平成 24 年 13 件となり 11 次防期間中では 59 件発生した。その内交通事故によるものが 32 件で全件数の 54% を占めている。

第 11 次労働災害防止推進期間中の業種別労働災害発生状況

業種	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年 12 月末	合計
製造業	2,429(18)	1,974(7)	2,119(10)	2,120(11)	1,895(15)	10,537(61)
建設業	834(25)	703(10)	677(16)	701(13)	590(12)	3,505(76)
陸上貨物運送事業	958(12)	768(15)	847(10)	874(11)	824(8)	4,271(56)
第三次産業	2,656(22)	2,521(17)	2,572(19)	2,580(13)	2,300(6)	12,629(77)
全産業	7,123(82)	6,238(50)	6,485(58)	6,573(53)	5,854(43)	32,273(286)

() は死亡で内数

特定業種に係る労働災害発生状況

業種	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年 12 月末	合計
食料品製造業	435	405	438(4)	440(1)	373	2,091(5)
金属製品製造業	515(3)	409(2)	388(2)	414(1)	343(1)	2,069(9)
小売業	676(4)	695(3)	700(2)	730(3)	621(0)	3,422(12)
社会福祉施設	161	175(1)	180	193	204	913(1)
飲食店	205(1)	215	218(1)	240	212	1,090(2)

(2) 業種別労働災害発生状況等 (11 次防期間中、以下同)

ア 製造業

製造業における労働災害は、減少傾向を維持しているものの、死亡災害は全産業の 21% を占め、死亡災害、障害が残る災害の割合も他業種と比して多い。休業 4 日以上の死傷災害（以下「死傷災害」という。）は全産業の 33% を占めている。製造業で発生する労働災害の発生割合が全国と比べて愛知局では高い状況である。

製造業のうち、食料品製造業が最も死傷災害が多く、適用労働者が製造業全体の 8% であるにもかかわらずその災害件数は製造業全体の約 2 割を占めている。また金属製品製造業も適用労働者が製造業全体の 7% であるにもかかわらずその災害件数は製造業全体の約 2 割を占める。一方、一般機械器具製造業は、適用労働者が製造業全体の 14% であるがその災害件数は製造業全体の 1 割弱、輸送用機械器具製造業は、適用労働者が製造業全体の 28% であるがその災害件数は製造業全体の 1 割強に留まっている。

起因物別にみると、一般動力機械、金属加工用機械等の動力機械による労働災害（以下「機械災害」という。）が 31% を占めている。事故の型別では、はさまれ・巻き込まれ災害が 30% と多発している。機械災害を防止するためには、機械のメーカー及びそのユーザーが機械の本質安全化を図ることが必要となっている。

イ 建設業

建設業における労働災害は、全国的に平成 23 年以降労働災害が増加傾向にある中で愛知県内においては、平成 21 年に計画基準年の 19 年に対し 15% 以上の大幅な減少を示し、以降、この状況を維持している。死亡災害は全産業の 27% を占め、死傷災害は、全産業の 11% を占めている。死亡災害を事故の型別にみると、墜落・転落災害が約半数を占め、次いで土砂などの崩壊・倒壊災害が 15%、交通事故が 9% を占めている。死傷災害では墜落・転落災害が 34% を占め、次いではさまれ・巻き込まれ災害が 12%、飛来・落下災害が 11% となっている。

また、起因物別では脚立、踏み台を含むはしご等が 9% と最も多く、次いで、屋根等、足場、建築物、構築物の順となり、足場を起因物とする災害は減少傾向となっている。

平成 24 年に屋根の改修工事、太陽光パネル設置工事等における足場以外からの墜落・転落災害が急増した。これらの災害は、労働安全衛生規則に基づく措置が不適切な現場で発生している。墜落・転落災害の防止は引き続き建設業の重要課題である。

また、人的被害を伴わない事故も含め、移動式クレーンの転倒事故も依然発生していることから、適正な転倒防止対策の徹底を図る必要がある。

ウ 陸上貨物運送事業

陸上貨物運送事業における労働災害は、長期的には減少傾向を維持しているものの、死亡災害は全産業の 20% を占め、死傷災害は、全産業の 13% を占めている。死傷災害

では、交通労働災害が陸上貨物運送事業全体の 1 割未満であるのに対して、墜落・転落災害が約 3 割を占め、はさまれ・巻き込まれ、転倒、激突、激突されが約 4 割を占めており、荷役作業関連の災害は約 7 割を占めている。

陸上貨物運送事業では、交通労働災害は横ばいの状況にあるものの、墜落・転落災害は平成 22 年以降増加している。陸上貨物運送事業における労働災害防止対策については陸上貨物運送事業者と荷役作業場所を管理する荷主先等が連携して対応する必要がある。

エ 第三次産業（運輸交通業及び貨物取扱業を除く。以下同じ。）

第三次産業における労働災害は、死亡災害は全産業の 28%、死傷災害は全産業の 38%を占める。業種別にみると、商業が第三次産業の死傷災害の 37%を占め、次いで、接客娯楽業、清掃・と畜業、保健衛生業、通信業と続いている。さらに、商業の中でも小売業、接客娯楽業の中でも飲食店、保健衛生業の中でも社会福祉施設が多く、これらは増加傾向にある。

なお、第三次産業では、業種によって災害の内容が異なることから、業種別の取組が必要である。

オ その他（港湾運送業、林業）

・港湾運送業

港湾運送業における死亡災害は 1 人、労働災害は全産業の 1%で毎年 30 人ほど発生しているが業種別でみると港湾運送業の占める割合は低い。

墜落・転落とはさまれ・巻き込まれで死傷災害の 45%を占めている。

・林業

林業における労働災害は、死亡災害が 2 人、死傷災害は年間 30 人台を横ばいで推移するなど業種別でみると林業が占める割合は低い。死亡災害は、2 人ともかかり木の処理時に木に激突されたものである。また、死傷災害の主なもの、木の飛来・落下、木に激突され、チェーンソーによる切れ・こすれ災害である。

（3）事業場規模別労働災害発生状況

労働災害の発生状況をみると、死亡災害では労働者数 10 人未満事業場で 31%、10 人以上 30 人未満で 28%、30 人以上 50 人未満 14%となり労働者数 50 人未満の中小規模事業場が占める割合が全体の 73%を占めている。また、300 人以上規模事業場で全体の 7%を占めている。死傷災害では労働者数 50 人未満事業場で全体の 63%を占め、300 人以上規模事業場では 9%を占めている。

(4) 年齢別労働災害発生状況

年齢別の発生状況をみると、死亡災害では60歳以上が全体の27%、次いで50歳代が26%、40歳代が19%、30歳代が16%、20歳代が11%、20歳未満が3%となっている。死傷災害では、50歳代が全体の22%、次いで60歳以上が21%、40歳代が21%、30歳代が20%、20歳代が14%、20歳未満が2%となっている。

また、社会的背景として愛知県内の55歳以上の就業者の数は、平成13年から平成22年の10年間で85万人から102万人と20%近く増加している（出典：愛知県の就業状況（平成23年平均））。今後、65歳への定年延長などの社会的構造変化の影響を考慮すると、加齢による身体機能の低下や基礎疾患に関連する労働災害の発生防止を強化する必要がある。

(5) 労働者の健康をめぐる状況等

ア 化学物質等による健康障害の状況等

(ア) 化学物質による健康障害の状況等

化学物質による疾病件数は、平成20年から平成24年（平成24年12月末現在、以下同じ）の間に53件発生し、年平均10.4件となっており、10次防期間中（平成15年から平成19年まで）の88件、年平均17.6件と比較し大幅に減少している。化学物質別では、一酸化炭素中毒が6件、有機溶剤中毒が4件となっている。化学物質による急性中毒は、管理・教育の徹底の不備により一度に複数の労働者が被災する傾向があることから、化学物質対策にかかる一層の周知啓発が必要である。

また、今後加速が予想されるリスク評価を踏まえた新規がん原性物質の追加や平成24年度の印刷業における有機溶剤等化学物質管理上の問題に端を発したがん原性物質等による慢性疾病の予防について、幅広く周知啓発を行う必要がある。

さらに、化学物質による疾病防止のため、SDSの交付の促進及びGHSに基づく表示・文書交付制度の周知を行い、事業者の自主的な化学物質管理の促進を図る必要がある。

業務上疾病発生状況

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
災害性腰痛	309	242	291	222	197
化学物質による疾病 (がんを含む)	8	2	13(1)	9(1)	21
業務上疾病合計	448(6)	369(3)	429(5)	376(5)	301(2)

平成24年は、12月末現在。()は死亡で内数。

工業中毒等特殊疾病発生状況

	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
発生件数	6	8	12	1	4
被災者数	6	21	26	1	11
(死亡)	1	1	1		
(休業)	5	15	17	1	6
(不休)		5	8		5

(イ) 石綿ばく露防止対策の状況

石綿による肺がん・中皮腫にかかる労災補償請求及び認定件数は、それぞれ毎年 50 件台、40 件程度と減少傾向にはなく、また労働安全衛生法による健康管理手帳の新規交付件数も平成 23 年までは減少したが、平成 24 年には再び増加している。

平成 20 年から平成 24 年までの間に、環境省あるいは自治体が実施した環境調査の結果では建築物の解体・改修工事における石綿の飛散事案が発生していることが明らかとなっており、また名古屋駅前等老朽化した建築物の解体工事が行われることが予想されるなど引き続き建築物の解体工事における石綿ばく露防止対策に取り組む必要がある。

労災保険法による肺がん・中皮腫の請求・認定状況

	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
請求件数	59	51	54	53
認定件数	52	38	43	46

石綿にかかる健康管理手帳交付状況

	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
新規交付件数	338	358	167	143	193

イ メンタルヘルス対策の状況等

毎年秋季に産業保健セミナー（平成 23 年までは産業保健フォーラム）を開催し、また、愛知産業保健推進センターに委託された「メンタルヘルス対策支援センター事業」や愛知県医師会に委託した「地域産業保健事業」でのメンタルヘルス対策の推進を図った。さらには、全国的に自殺者数の増加とともに社会的な問題となり、自殺対策基本法の施行を通して愛知県及び名古屋市が中心になって設立している自殺対策推進協議会と連携を図ってきた。職場におけるメンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場は 100 人以上 299 人以下規模事業場において 74%、50 人以上 99 人以下事業場にあつては 73%と取組は進んでいるものの、計画の策定を始めメンタルヘルスケアのための体制整備など系統的・組織的取組を行っている事業場は少ない。

このようなことから、今後も関係団体・自治体との連携、各種事業への協力を行いつつ、事業場における管理者・担当者及び労働者を中心とする事業場の自主的な教育の実施など組織的なメンタルヘルス対策の促進の周知啓発が必要である。

メンタルヘルス対策の実施状況

	取り組んでいる	心の健康づくり計画の策定	4 つのケア			
			セルフケア	ラインケア	スタッフケア	事業場外資源ケア
100～299 人規模事業場の割合 (%)	73.8	18.6	51.0	41.6	37.9	37.4
50～99 人規模事業場の割合 (%)	72.6	26.0	53.7	43.0	36.4	36.0

「100～299 人規模事業場」は、平成 23 年度実施の自主点検結果、「50～99 人」は平成 24 年度実施の自主点検結果による

ウ 腰痛・熱中症の発生状況等

(ア) 災害性腰痛

平成 20 年から平成 24 年までの災害性腰痛による疾病労働者数は、減少傾向にあるものの、5 年間では、業務上疾病の 64%を占めている。疾病者数の多い業種をみると、全国では、保健衛生業が最も多く災害性腰痛疾病者数の約 28%を占め、次いで商業・金融・広告業、運輸交通業、製造業の順となっているが、当県においては、製造業が最も多く、次いで商業・金融・広告業、保健衛生業、運輸交通業となっている。

発生状況の傾向は、平成 20 年から平成 24 年の間に製造業においては減少にある

一方、運輸交通業及び保健衛生業は横ばいにある。

このような点を踏まえ、従来からの製造業を中心とする工業的業種に対する腰痛予防対策の推進の啓発に加え、社会福祉施設など保健衛生業及び商業等の非工業的業種を対象とした腰痛予防対策の推進の啓発が課題である。

災害性腰痛の発生状況（定型統計「業種別傷病別業務上疾病発生状況」による）

	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	合計
製 造 業	76	59	82	55	54	326
建 設 業	18	10	9	10	6	53
運 輸 交 通 業	32	41	38	21	29	161
商業・金融・広告業	79	38	62	52	35	266
保 健 衛 生 業	51	35	54	54	43	237

（イ）熱中症

熱中症罹患者数は、平成 20 年から平成 24 年までの間に 133 人（うち死亡者数 6 人）で、平成 22 年の 42 人を最多として、その後 30 人台の罹患者数となっており、業種別には、製造業と建設業に多く、特に建設業においては、死亡災害が平成 22 年以降毎年発生している。愛知県産業安全衛生大会等において実施したアンケートによれば、熱中症予防対策として水分・塩分の摂取をさせているとするものが 95% あり、また熱中症に関する教育の実施は 92% と高いことから一定の熱中症予防に対する意識はあるものの WBGT 値（湿球黒球温度）の活用をしているとするものは 43%、順応期間の設定をしているものは 32% にとどまっていることから、今後とも WBGT や最高予測気温等の各種の気象的予報値を活用した予防的対策の普及が課題となっている。

熱中症発生状況（定型統計「業種別傷病別業務上疾病発生状況」による）

	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	合計
製 造 業	7(1)		17	7	14	45(1)
建 設 業	4	3	11(1)	9(1)	7(1)	34(3)
運 輸 交 通 業	4	1	6	5	1	17
警 備 業	2		2	1		5
そ の 他	5	4	8(2)	10	10	37(2)
合 計	20(1)	8	42(3)	31(1)	32(1)	133(6)

（ ）内は死亡者数で、内数

エ 過重労働、職場のストレスによる作業関連疾患の発生状況等

愛知県における総実労働時間は、平成 21 年を除き、平成 19 年と比べ減少傾向にあるものの、パートタイム労働者を除く常用労働者の所定外労働時間は毎年約 200 時間となっている。

	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
一般総実労働時間	2,065	2,044	1,943	2,006	2,000
一般所定労働時間	1,830	1,824	1,783	1,805	1,800
常用総実労働時間	1,884	1,862	1,764	1,824	1,819
常用所定労働時間	1,687	1,679	1,628	1,654	1,651

「一般」とは一般労働者をいい、常用労働者からパートタイム労働者を除いたものをいう。

高脂血症、高血圧症、糖尿病などの基礎疾患を有する労働者に、長時間労働等の業務や職場のストレス等による過重負荷が加わると、脳・心臓疾患が発症し、また、職場のストレスや心理的負荷により精神障害等が発生することがあり、これらにかかる労災請求件数は、脳・心臓疾患については 40 件程度で横ばい、精神障害等については 80 件程度に増加傾向となっている。

脳・心臓疾患及び精神障害にかかる労災補償請求の状況

	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
脳・心臓疾患	36	34	39	40
精神障害等疾患	60	63	81	82

一方、当局において事業場調査時に作成した面接指導等チェックリストでは、法定の面接指導を実施した割合は平成 21 年が 84.5%から平成 23 年度は 86.6%へと 2.1 ポイントの改善をみているものの、労働者 50 人未満の事業場での健康管理等に資するための地域産業保健事業の当県における活用状況は、400 件前後にとどまっている。また、「平成 22 年労働安全衛生基本調査」結果（全国）においては、長時間労働者に対する面接指導制度を知っている事業場は、50.6%で、小規模になるに従い認知度は低くなっていることから、過重労働による健康障害防止のため、長時間労働の抑制と長時間労働を行った場合の医師等による面接指導の実施の周知徹底が課題となっている。

オ 受動喫煙防止対策

受動喫煙は、快適職場形成から受動喫煙による健康障害防止として対策が転換しつつある中、全国調査（平成 23 年労働安全衛生特別調査）において、受動喫煙に取り組んでいるとする事業場の割合は 83.9%と平成 19 年実施の同種調査と比べ 8.4 ポイント上昇している一方、同調査において職場での受動喫煙防止対策が不十分あるいは未実施とする労働者は 30.8%あり、今後、事業場に対して、受動喫煙による健康障害防止のための対策の実施にかかる周知・啓発が課題となっている。

（６）危険性又は有害性等の調査及びそれに基づく対策の実施状況等

平成 17 年 11 月に「危険性又は有害性等の調査等」の実施が努力義務となったことから、リスクアセスメント等の普及促進を図った。リスクアセスメント等の実施率の目標としては、製造業では、労働者 500 人以上の規模で 80%以上、労働者 100 人以上の規模で 50%以上とし、建設業では、労働者 100 人以上の規模で 50%以上、運送業は労働者 300 人以上の規模で 30%以上、労働者 100 人以上の規模で 20%以上、という目標を掲げ、展開してきたところであり、それぞれ目標は達成したが、これより小規模の事業場については取組が遅れている。

今後は、労働衛生分野での取組も必要である。

３ 重点施策ごとの具体的取組

（１）労働災害、業務上疾病発生状況を踏まえた対策の重点化

ア 重点とする業種対策

（ア）重篤度の高い労働災害を減少させるための重点業種対策

平成 23 年度の愛知局における労災補償状況によると、障害を伴う労働災害のうち、労働者数で 27%を占める製造業が 43%を、労働者数で 7%を占める建設業が 19%と、労働者数で 34%の 2 つの業種で 62%を占めている状況があることから、重点業種として取り組む。

（目標）

平成 24 年と比較して、平成 29 年までに、重点業種ごとに以下の目標の達成を目指す。

■製造業 はさまれ・巻き込まれ災害による死傷者の数を 15%以上減少させる。

■建設業 墜落・転落災害による死傷者の数を 15%以上減少させる。

① 製造業対策

最重点業種として、災害多発業種の食料品製造業と金属製品製造業の災害防止に取り組む。

取組の重点は、死亡及び障害が残る、機械の動力による「はさまれ・巻き込まれ」災害（食料品製造業に関しては、機械の動力による「切れ・こすれ」災害を含む）に

ついて、大幅な減少を目指し、リスクアセスメント等の自主的な取組を推進するとともに、機械設備の本質安全化を進める。

死亡又は障害が残る可能性が高い、機械による「はさまれ・巻き込まれ」災害（食料品製造業に関しては、機械の動力による切れ・こすれ災害を含む）が発生した機械、またこれと同種の機械で、本質安全化が講じられていないものについて、当局管内にそのメーカーが所在する場合は、当局が、そのメーカーに対して、ユーザーと一体となって本質安全化を講ずるよう、要請を行う。

② 建設業対策

建設業では墜落・転落災害に着目した対策を講じる。毎年、様々な場所からの墜落・転落災害が死亡災害のうち最も多くなっており、墜落・転落災害防止対策に重点的に取り組む。東日本大震災の復旧・復興工事の本格化、国土強靱化対策などに伴う全国的な人材不足等から人材の質の維持や現場管理に支障をきたすことにより、労働災害の増加が懸念されるため、こうした状況を踏まえた対策にも取り組む。

また、自然災害が発生した場合には、これによって被災した地域の復旧・復興工事での労働災害防止対策の徹底を図る。

a 墜落・転落災害防止対策

墜落、転落災害のうち、足場からの墜落・転落は6%、はしご、屋根等からの墜落・転落が約3割を占めることから、足場からの墜落・転落災害防止対策の推進に加え、はしご、屋根等からの墜落・転落災害を防止するため、労働安全衛生総合研究所と協力して開発される機材・手法を普及させる。また、「屋根からの墜落・転落災害防止対策の徹底（愛知局版）」のリーフレット等を活用し、墜落・転落災害防止対策の徹底を図る。

墜落・転落災害は一本掛けの安全帯の掛け替え時に発生している事例が認められることから、2丁掛け安全帯の普及・促進を図るとともに、作業性などを考慮しつつ、墜落時に衝撃が少ないハーネス型の安全帯を普及させる。

b 建設現場の統括安全衛生管理の徹底

災害を発生させた現場は、災害防止措置が極めて不十分なものが多く、統括安全衛生管理の水準の低下が懸念されることから、新規に建設業に就労する者（新規参入者）等に対する安全衛生教育の確実な実施等、各建設現場の統括安全衛生管理の徹底を図る。

c 建設工事発注者に対する要請

仕様書に安全衛生に関する事項を盛り込むなど、施工時の安全衛生を確保するた

めの必要な経費を積算するよう、また、関係請負人へその経費が渡るよう、公共工事発注機関等に対して要請する。

(イ) 労働災害件数を減少させるための重点業種対策

(目標)

平成 24 年と比較して、平成 29 年までに、重点業種ごとに以下の目標の達成を目指す。

■陸上貨物運送事業 荷役作業時における墜落・転落による死傷者の数を 15%以上減少させる。

■小 売 業 労働災害による死傷者の数を 20%以上減少させる。

① 陸上貨物運送事業対策

荷役作業の労働災害防止をするため、「トラックの荷役作業における安全ガイドライン」の周知徹底を図る。

トラック運転者に対する安全衛生教育の中で、荷役作業の墜落・転落防止対策や荷の運搬中の労働災害防止対策を充実・強化するとともに、荷役作業の作業手順作成支援等を図る。陸上貨物運送事業者と荷役作業場所を管理する荷主先等が連携して対応する取り組みを支援する。

② 第三次産業対策(特に小売業・社会福祉施設・飲食店) 対策

第三次産業は、災害が多発しており増加傾向にある、小売業、社会福祉施設、飲食店を重点的に取り組む。取り組みに当たっては、下記のほか、災害多発事業場の指導と、様々な機会におけるパンフレットの配布等の啓発指導を積極的に行う。

・小売業

当局管内に本社があり同業種団体に加盟するスーパーマーケットで、小売業(新聞販売店を除く)で発生した災害の約 35%を占めることから、これらの企業へ安全衛生管理体制の強化等の働きかけを行うとともに、これらの企業の組織化等を図り、より実効性のある災害防止活動を推進する。

・社会福祉施設

認可権限等を有する県、市との連携や監督担当部署との連携を強化し、介護の手法と安全確保の手法の一体化などの好事例を収集し、活用を図る。

・飲食店

当局管内に本社があり、多店舗展開する企業へ安全衛生管理体制の強化等の働きかけを行うとともに、これらの企業の組織化等を図り、より実効性のある災害防止活動を推進する。

③ その他

・港湾運送業対策

フォークリフト等の動力運搬機に起因する災害、船内荷役作業における墜落・転落災害、荷の崩壊・倒壊災害、酸素欠乏空気等に起因する災害を減少させるため、安全衛生活動の適切な実施を促進する。

・林業対策

伐木作業におけるかかり木処理に係る死傷災害を減少させるための「かかり木の処理の作業における労働災害防止のためのガイドライン」、刈払機使用作業による死傷災害を減少させるための「林業における刈払機使用に係る安全作業指針」の周知徹底を図る。また、高性能林業機械について、安全対策の周知徹底を図る。

イ 重点とする健康確保・職業性疾病対策

① 化学物質等による健康障害防止対策

a 化学物質による健康障害防止対策

法令により規制された物質及びがん原性物質による疾病予防のため、特定化学物質障害予防規則ならびに有機溶剤中毒予防規則及び化学物質による健康障害を防止するための指針などに示される必要な健康障害防止のための管理対策等の徹底を図るとともに、化学物質の有害性にかかる情報の提供に努める。

有害性の高い化学物質が適切な管理のもとで使用されることを確保するため、有害性にかかる調査とその結果に基づく必要な措置の実施（リスクアセスメント等）による事業者の自主的な化学物質管理を促進する。

化学物質を使用する事業者に対し、GHS も踏まえた危険有害性の表示の確認と安全データシート（SDS）の取得を促す。

これらを促進するため、災害防止団体との連携を図る。

b 石綿ばく露防止対策

石綿含有建材を利用した建築物の解体工事に伴う石綿のばく露・飛散の防止を適切になされるように指導を行い、不適切な事案に対して厳正な対応を行う。また、石綿ばく露防止のため、発注段階における石綿による障害予防への配慮を行うように発注機関との連絡会議等を通じて要請を行うほか、関係災害防止団体との連携により周知を行う。

② メンタルヘルス対策

メンタルヘルス不調の予防のため、労働者のストレスへの気づきと労働者の身近にいる管理監督者への教育・研修の実施の促進をはかるとともに、労働者自らによる適切なセルフケアのためのストレスチェック等の取組みの推進と事業場内

あるいは外部資源を活用した相談体制の整備を促す。また、メンタルヘルス不調者の職場復帰支援体制の整備の促進を図る。

メンタルヘルス対策の実施にあたり、地域産業保健事業、メンタルヘルス対策支援事業、災害防止団体等との連携および自治体との連絡を行う。

③ 腰痛・熱中症予防対策

a 腰痛予防対策

腰痛予防のため、製造業、運輸交通業、社会福祉施設など保健衛生業及び商業に対し、雇入れ時教育の際に腰痛予防対策を盛り込むことを啓発する。

腰痛予防対策の徹底のため、災害防止団体をはじめ関係団体の行う講習会等において引続き周知を図る。

b 熱中症予防対策

熱中症予防のため、製造業と建設業、特に屋外作業を伴う建設業において、順応期間の設定、WBGT値や各種の気象的予報値を活用した対策の促進を図る。

④ 過重労働対策

事業者による労働者の健康診断の実施と労働時間の的確な把握・管理に留意した事後措置等の健康管理の徹底を促進するとともに、過重労働による健康障害を発生させた事業場に対し、確実な措置の徹底を図らせる。

なお、50人未満の事業場に対しては、地域産業保健事業の活用を促進し、医師による面接指導の実施の周知徹底を図る。

⑤ 受動喫煙防止対策

受動喫煙の健康への有害性に関する理解を図るため、災害防止団体等の実施する講習会等を通じて教育啓発を行い、受動喫煙防止対策を普及・促進する。

受動喫煙防止対策助成金制度の周知を通じて、中小企業における受動喫煙防止対策を促進を図る。

また、受動喫煙防止対策の促進のため、引き続き地方自治体との連携を行う。

ウ その他の対策

① 中小規模事業場対策

死亡災害のうち、労働者数50人未満の事業場が占める割合が全体の70%を超え、死傷災害では60%を超えている。

あらゆる機会を通じて、規模に応じた労働安全衛生管理体制の確立整備、安全衛生活動の活性化を指導、支援する。

② リスクアセスメント等の普及促進

労働災害が発生し、リスクアセスメント等の取り組みが遅れている規模 50 人以上を中心とした中小規模事業場に対してリスクアセスメント等の導入を促進する。また、労働衛生分野での取り組みの促進を図る。

③ 高年齢労働者対策

高年齢労働者に関し、身体機能の低下や基礎疾患に伴う労働災害発生リスクの増大と労働者自身が取り組むべき事項について、「高年齢労働者に配慮した職場改善マニュアル」等を活用して、周知を図る。

④ 派遣労働者対策

関係法令に基づく派遣元、派遣先の措置義務の履行の徹底を図るとともに、関係部署と連携して派遣先求償の制度の適切な運用を図る。

⑤ 老朽化した設備対策

コンビナートの爆発・火災が全国的に増加している状況などに対応するため、設備の老朽化による災害リスクを低減させる取り組みについて、専門家の助言を受けつつ優先順位の高いものから順次指導に取り組む。

(2) 製造段階での機械の安全対策の強化

製造業のほか、小売業などでも食品加工機械等による労働災害が発生しているため、機械設備の本質安全化を推進する。

(3) 行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携による労働災害防止の取組み

労働災害防止団体の果たすべき役割を強化するため、労働災害関連情報の提供を引き続き行うとともに、労働災害防止団体連絡会議、安全衛生労使専門家会議等を活用し、労働災害防止団体、業界団体等の活動を支援し、連携を図る。